

第2回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和5年2月6日(月)
- 2 開会日時及び場所
令和5年2月6日(月) 午後2時00分
雲仙市吾妻町ふるさと会館2階研修室1
- 3 閉会日時 令和5年2月6日(月) 午後2時48分
- 4 委員氏名

(1)出席者(19名)

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	10番 草野有美子	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸
13番 坂本 博	14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝
17番 小筏 正治	18番 林田 剛	19番 馬場 保	

(2)欠席者(なし)

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	酒井 伸也
主事	山内 将平

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第10号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第11号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
- 日程第7 報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(会長専決事項)
- 日程第8 報告第3号 非農地通知の発出について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 農振重要変更(除外)に伴う意見聴取について
- (2) 農業委員会だよりについて

(3) 地域計画について

8 その他

午後2時00分開会

○事務局長（増富 浩彦君） 議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。

また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

なお、本日の出席者は、農業委員会法第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さん、こんにちは。この間からの1月13日の祝賀会にご苦労でございました。また、ありがとうございます。今日は、農作業忙しい中、また寒い中お集まりいただきありがとうございます。

これより総会のほうを始めさせていただきます。

ただいまから、令和5年第2回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくをお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第12条の規定により、3番、田島真一委員、4番、池田兼三委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第8、報告第3号、非農地通知の発出についてまでの議案5件、報告2件となります。

それでは、日程第2、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（山内 将平君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第7号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号56番、1件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から、案件について説明をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

申請番号56番は、耕作ができないため譲り渡す案件です。

申請番号56番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号56番について、ご質疑がありましたらお願いします。
ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第7号、申請番号56番は申請どおり許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第8号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（山内 将平君） 議案書4ページを御覧ください。

〔議案第8号の朗読〕

議案書5ページ、申請番号25番、1件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、中部調査会長から、案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号25番です。

申請番号25番は、貸家用地への転用申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の区域内にあり、第1種農地と判断しましたが、既存集落に接続しているため、例外的に許可できる案件と思われま

す。申請番号25番について、現地調査並びに調査結果においても特に問題はありませんでした。
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号25番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第8号、申請番号25番は申請どおり許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（山内 将平君） 議案書6ページを御覧ください。

〔議案第9号の朗読〕

議案書7ページ、申請番号68番、1件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、中部調査会長から、案件について説明及び現地調査報告をお願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、68番です。

申請番号68番は、一般個人住宅用地への転用を計画されています。申請地は、令和5年1月11日付で農振除外の公告が下りています。市役所から300メートル以内にあるため、第3種農地と判断しました。

申請番号68番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号68号について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第9号、申請番号68番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第10号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（山内 将平君） 議案書8ページを御覧ください。

〔議案第10号の朗読〕

議案書9ページ、整理番号1番から、議案書38ページ、整理番号55番までです。

整理番号1番から6番については貸借に係る案件、7番から19番については所有権移転に係る案件、20番から55番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第10号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る整理番号1番から6番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る整理番号7番から19番について、ご質疑ございませんか。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 12番の件ですけど、えらい安か。

○議長（馬場 保君） 中部調査会長、よろしいですか。（「12番」と言う者あり）

○委員（1番 松尾 茂敏君） これは、車も入らないということで、段々で、帯のように長くて、枚数が7枚ぐらいあると。（発言する者あり）

○委員（15番 森崎 茂徳君） 分かりました。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。（発言する者あり）林田委員、何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る整理番号20番から55番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第10号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、議案第11号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（山内 将平君） 議案書39ページを御覧ください。

〔議案第11号の朗読〕

議案書40ページ、整理番号1番から6番です。本案件は再配分となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構

である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を公募申込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第11号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。6番の借主と貸主が一緒の理由は、何でこげんなつとですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明をお願いします。

○事務局長（増富 浩彦君） これ、いわゆるA to Aです。息子さんが、お父さんの相続、お父さんの農地を中間管理機構を通して借りとって、お父さんが亡くなって相続して、A to Aに借り換え。

○委員（14番 東 康敬君） よかです。

○議長（馬場 保君） よかですか。ほかにごございませんか、ご質疑。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第11号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することとします。

次に、日程第7、報告第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（会長専決事項）、事務局より報告を求めます。

○事務局（山内 将平君） 議案書43ページを御覧ください。

〔報告第2号の朗読〕

本案件は、令和4年11月7日の第11回総会において、競売への参加資格を審議し、買受適格証明を出していたものです。第11回総会において落札者が決定し、農地法第3条の第1項の規定による許可申請書が提出された場合、その許可を会長に一任することが附帯決議されていまして、12月27日に申請を受け付け、1月5日に許可が下りました。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第2号について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

次に、日程第8、報告第3号、非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（山内 将平君） 議案書45ページを御覧ください。

[報告第3号の朗読]

議案書46ページ、受付番号1番から2番です。

本案件は、所有者より申出があり、山林化している確認できたことから、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第3号について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、報告第3号を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもお疲れでございました。

ここで暫時休憩といたします。

午後2時28分休憩

.....

午後2時30分再開

○議長（馬場 保君） ただいまより農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方、よろしく願います。

それでは、早速本日の協議に入ります。

農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について、事務局の説明を求めます。

○事務局（山内 将平君） 事務局です。お手元の資料を確認します。資料の2と3を手元にご準備ください。

農林課のほうから農振除外の意見聴取が来ております。今から資料2を読んでいきますので、資料2をお開きください。

まず、整理番号10の4の13、国見町の案件です。

申請理由は、イチゴ農家の倉庫と一般個人住宅用地の追認です。昭和57年10月に倉庫を、また、平成14年8月に家族が増え、母屋が手狭になったため増築したそうです。

農業委員会の意見としては、10ヘクタール以上の農地の集団内にあり、第1種農地と判断しましたが、現在の宅地用地として使用されており、原状回復は困難であること、簡易手続相当の違反基準

案件に該当し、居住する者の日常生活に必要な倉庫と一般個人住宅で地域集落に接続して建設されており、また、非農地化の原因が人為的なもので、かつ20年以上引き続き非農地であることから、例外として許可・追認相当と思われます。

次に、10、4の14、瑞穂町の庭園事務所の資材置場を平成7年に、資材倉庫を平成11年に建設している追認案件です。

資材置場のほうの1097番のほうは、10ヘクタール未満の生産性の低い農地集団の中にあり、第2種農地と判断されると思います。資材倉庫のほうは、平成7年に5条の許可済みです。登記地目が雑種地で、現況も農地でないため、農地法の規制対象ではないと判断されると思います。

次の10、4の15は吾妻町で、集合住宅用地の案件です。10ヘクタール未満の生産性低い農地集団の中にあり、第2種農地と判断されると思います。

次に、4の16、愛野町で特定建築条件つき売買予定地の案件です。愛野駅から500メートル以内にあるため、第2種農地と判断されます。

次に、4の17、これも愛野町で、特定建築条件つき売買予定地の案件です。10ヘクタール以上の農地の集団内にあり、第1種農地と判断しましたが、地域集落に接続しており、例外として許可相当と思われます。

最後に4の18、南串山町です。倉庫用地の追認案件です。昭和45年と平成7年にそれぞれ倉庫を建築しています。農業委員会の意見としては、10ヘクタール以上の農地の集団内にあり、第1種農地と判断しましたが、現在も宅地用地として使用されており、原状回復は困難であること、簡易手続相当の違反基準案件に該当し、居住する者の日常生活に必要な倉庫で、地域集落に接続して建設されており、また、非農地化の原因が人為的なもので、かつ20年以上引き続き非農地であることから、例外として許可追認相当と思われます。

以上のような内容で回答したいと思いますが、何かありましたらよろしくお願いします。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、意見、質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。何かご質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、次に、農業委員会だよりについて、事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 農業委員会だよりについて、配付しておりますカラー刷りのホッチキスどめの資料を御覧ください。

今年度、1回のみ委員会だよりということで、全8ページ、この内容で、今、最終の誤字脱字等

がないかのチェックを行っているところです。

ほぼこの内容で、3月1日の自治会単位で全戸配布を予定しております。一応、農業委員さんにお知らせということで配付しております。ご確認をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、意見、質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。農地法の下限面積の撤廃って、この中に書いてあるわけですか。6月1日からって書いてあるけど、これも、完全に4月1日からこれが施行されて、実際こういうこと、これはどがんたつとるかっていうお尋ね、今度出てくると思うんです、農業委員のほうにも。そういう形のときに、これ、実際的にもう4月1日から適用されるんですか。

○事務局長（増富 浩彦君） 適用されます。

○委員（14番 東 康敬君） されるわけ。そうすれば、もう誰でも下限面積なしでいけるということですか、審査はあるけど。

○事務局長（増富 浩彦君） そうですね。この後、地域計画ということについて、ちょっと説明ばするとですけど、それもちょっと関わってくるんです。

農地法の下限面積、3条の下限面積の撤廃については、来月の総会で農政のほうで詳しく方向性も話そうかなとは思っております。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、次の地域計画について、事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 地域計画について、先ほどお配りした資料は、1枚物の「農業者や地域の皆さんへ」という裏表印刷されたチラシがあると思います。それと、さっきの農業委員会だよりの6ページにもちょっと書いてあるんですけど、あとチラシの裏面を見ていただきたいと思います。

地域計画について、この農業経営基盤強化促進法改正により、令和5年度から地域計画の策定が義務づけられます。その地域計画について説明します。

まず、この地域計画とは、イメージとしては、これまでにありました人・農地プランに目標地図というのが追加されます。これは、農地1筆ごとの5年後、10年後の農地の利用意向を地図に落とし込んだものが目標地図といいます。この目標地図を農業委員会が作成することになっております。

そのため、令和5年度から農地の所有者等に対して、5年後、10年後の経営の意向や、農地の1筆ごとの意向を市内全域において調査をする必要があります。令和5年度以降、農業委員さん、推進員さんには、この意向調査をお願いすることとなります。

詳細は、今後の総会や調査会等で説明をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

一応、以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、意見、質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。ご質疑、ごさいませんか。

この件は、局長、来月また。

○事務局長（増富 浩彦君） 詳しく下限面積の撤廃と一緒に説明をするようにします。あと、基盤強化法の改正も、ちょっと同時に改正されておりますので、それもちよつと説明はします。

○議長（馬場 保君） ほかに質疑などごさいませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、その他に移ります。

事務局、あるいは皆さんから何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、これをもちまして、農政推進に係る協議を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後 2 時 48 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 2月 6日

議 長

署名委員

署名委員